

2025年
保存版

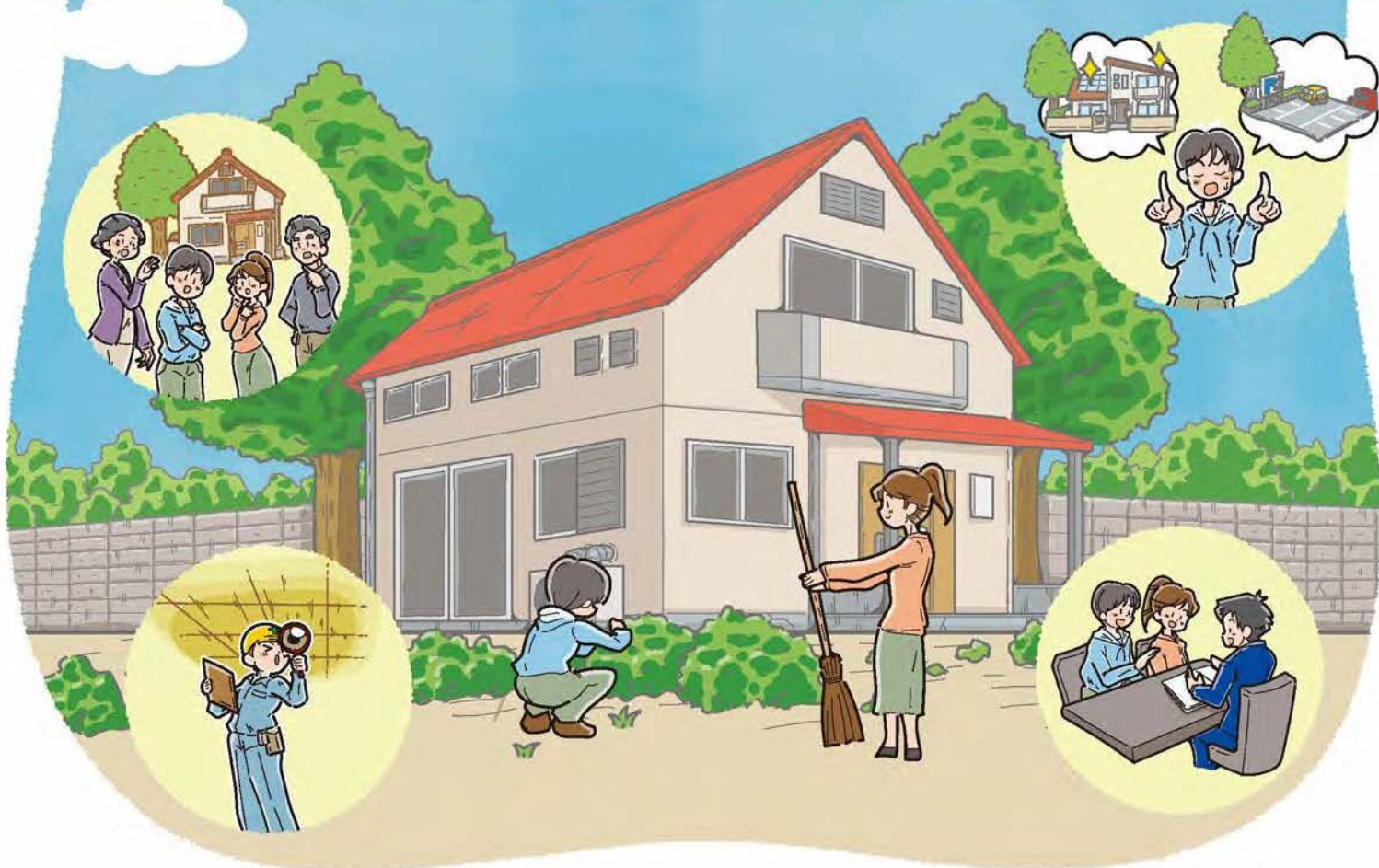
矢掛町 空き家の手引き

空き家を適切に管理して
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



令和5年
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

株式会社サイネックス

解体のことなら

竹内工業におまかせください!



住宅 倉庫 店舗 空き家

リフォームの内装解体など

見積り・相談無料



有限
会社

竹内工業

〒714-1202 岡山県小田郡矢掛町小林997-8

TEL(0866)83-1252 FAX(0866)83-0977

Takeuchi Kogyo

もくじ 【Contents】



- 「空き家」を
放置していませんか？ 2
- 空き家について
考えてみましょう！ 4
- 我が家の将来を考えよう 6
- 空き家を所有
することになったら 7
- 空き家を管理する
場合には 8
- 空き家を管理
できない場合には 10
- 売却のこと 12
- 賃貸のこと 13
- 解体のこと 14
- 空き家等に関する
補助事業 15
- 空き家バンク 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

矢掛町 空き家の手引き

令和7年1月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山陽支店
〒720-0812 広島県福山市霞町1-8-15
TEL.084-982-5557
※掲載している広告は、令和6年12月現在の情報です。

〈 広 告 〉

株式会社 横畑組

安心と
信頼を
創造する



土木一式	エクステリア
上下水道	設計 施工
解 体	宅地造成

〒714-1211 岡山県小田郡矢掛町東三成411-1
Tel.0866-82-1410 Fax.0866-82-1452

01 「空き家」を放置していませんか？

空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

矢掛町では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「矢掛町空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、
固定資産税が最大6倍になる!?

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

(広告)

空家、ゴミ屋敷など片付けのお手伝い

Before After

Before After

遺品整理もお任せ下さい！

不用品の買い取りもおこなっております。

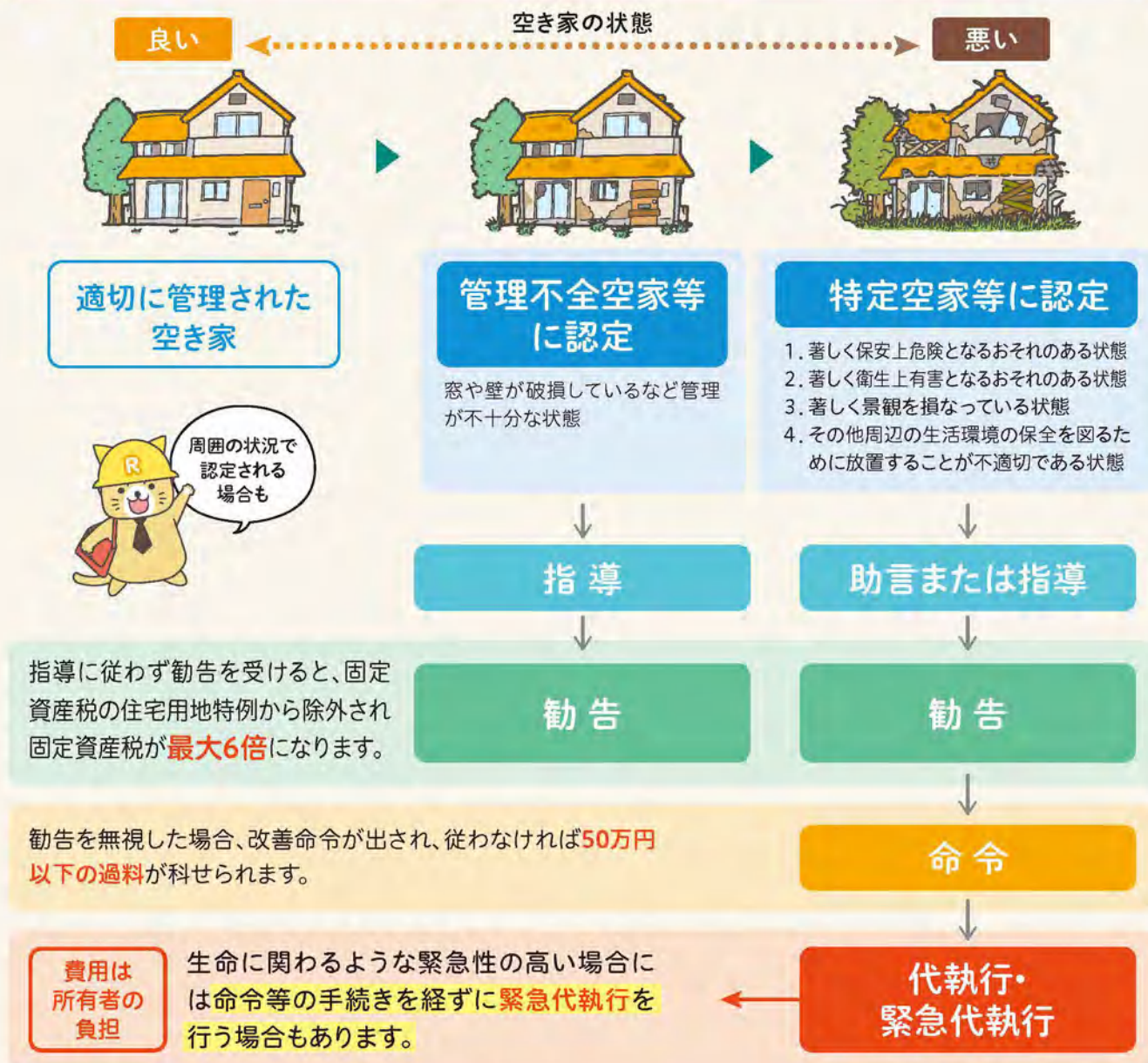
骨董品や古い物の買取もご相談ください。

Handy man 便利屋ハンディーマン 代表 久安 英夫 小田郡矢掛町宇内630 TEL:0866-84-0032

<https://handy-man.shop>

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

空き家の相続手続きはお済みですか？

相続・遺言

終活・生前対策をしましょう。

不動産登記

土地・建物の購入、担保の設定・抹消等

後見

財産管理、意思決定支援

司法書士 行政書士 **中田大輔事務所**

受付／平日 8:30～17:30 土・日・夜間 応相談

岡山県小田郡矢掛町東三成837

☎0866-84-0008

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P7
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう！

P7・11
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう！

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。

〈 告 告 〉

相談・見積り
無料

(株)出原建設

岡山県小田郡矢掛町小田5553-4 TEL(0866)84-8306
FAX(0866)84-8309

解体工事・土木一式



適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉

守屋石材店

代表 守屋 則明

遺品整理、生前整理、不要品の片付け処分、古物、リサイクル品の買い取り等のことならお任せ下さい。石材店ですので、墓終い・墓石の移設等も御相談下さい。

※お家の内外の片付けにお役立てください。

矢掛町内田379 TEL 0866-82-1369
FAX 0866-82-3488 携帯 090-8364-0228

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

＞現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



＞困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つに区分されます。
空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。
また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

利 活 用：企画課地域振興係 TEL.0866-82-1057
適切な管理：建設課管理住宅係 TEL.0866-82-1014

〈 広 告 〉

無料相談受付中

町の相続
相談所



司法書士・土地家屋調査士
山本直文事務所
矢掛町矢掛2980(矢掛町役場北側)
電話(0866)82-1785

登 記

遺 言

分 割

相続登記をしよう。

- ▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① ▶ 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順② ▶ 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

手順③ ▶ 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ ▶ 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

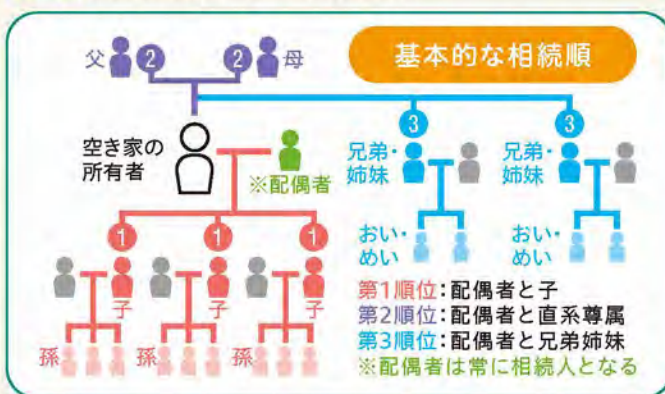
▶ 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

▶ オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されるおそれがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で
戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

〈広告〉

実家の解体

お墓じまい

お墓のみとり®

文字の追加彫刻

古墳のおまとめ

お困り事、
お力になります。

樹木の伐採も致します。

お墓の傾き直し

お墓の建替え

花立の穴開け



空き家や畑の**草刈り**
お墓参りの**お掃除**
作業の代行致します。

修理・リフォーム

終活相談 など

採石・加工・墓石販売施工・土木一般・終活・お墓のみとり®

小野石材工業(株)

〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛 1814-5

☎(0866) 82-0515 ✉info@onoseki.net

WEBで検索はこちら

小野石材工業

検索

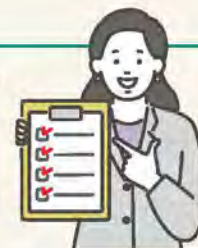
近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☐ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがないか	



空き家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう



外部まわり

☐ 屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、
割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



空き家の売却、賃貸を検討しよう。

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

＞ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



空き家等に関する補助事業 P15参照

＞ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



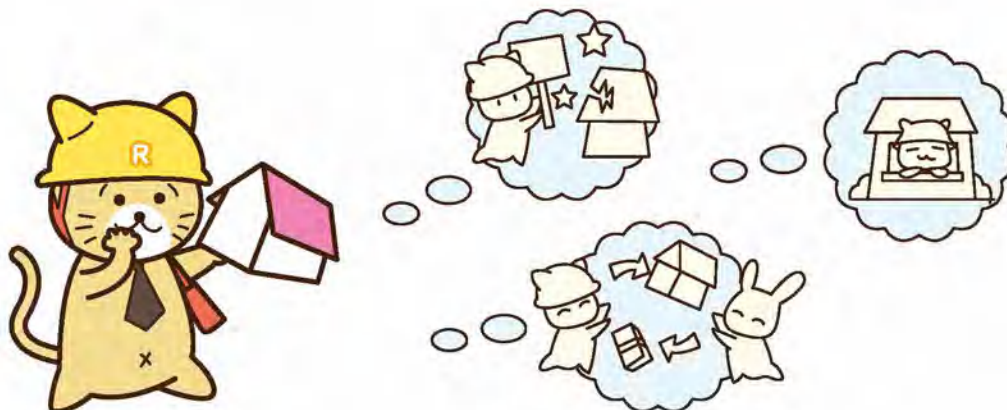
空き家に関する相談窓口 P6参照

＞ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



➤ 売却・賃貸のヒント

- **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**
空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…
- **売却するのに費用負担が難しい場合には？**
解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…
- **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**
隣の家に買ってもらえないか提案してみても…
- **売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか？**
建物状況調査(インスペクション)をしてみても…
- **借地で空き家が売却できない場合には？**
借地契約を延長して賃貸を検討してみても…
- **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**
固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…
- **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**
建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…
※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。
- **空き家バンクを利用してみても？** 詳しくはP16へ
空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。



空き家の情報登録・情報の閲覧は

お問い合わせ 企画課地域振興係

…… TEL.0866-82-1057



矢掛町移住支援サイト

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



07 売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るのが?

> メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



> デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



〈 広 告 〉

空家のお片づけ 高価売却のための設備改修は 矢掛マル中にお任せください

不動産会社に売却や賃貸などの相談をする前に
人が快適に住める綺麗な状態にしておきましょう

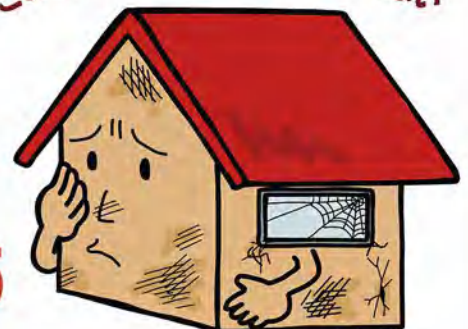
自社施工により給湯設備の補修など低価格で行えます

矢掛マル中株式会社

岡山県小田郡矢掛町矢掛2602

0866-82-0215

このままだと誰にも使ってもらえない



メリットは?デメリットは?どう貸すの?

＞ メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



＞ デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



② 物件調査(リフォームする場合)

- ▶ リフォームを行わない場合は④へ
- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者にお願いするのか? 相談してください



09 解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

＞ メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



＞ デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します



③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑤ 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡
衣類や家具などの移動や処分



⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、
ご近所に挨拶されるとよいでしょう
(解体業者が代行される場合もあります)



⑧ 解体

工事完了
現地確認し、工事代金を支払います



⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう



- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。

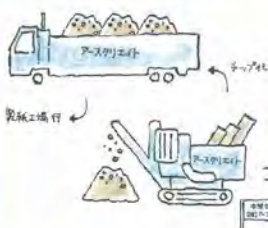
＜ 広告 ＞

矢掛町の解体はおまかせください!

株式会社 アースグリエイト TEL 0866-82-3031

MIYOSHI-GUMI-GROUP

解体から廃材の処分、リサイクルまで
トータルでお引受けします。



見積無料

解体作業

一軒家からビルまで

三好組グループ 株式会社 三好組 岡山県小田郡矢掛町中170 TEL 0866-82-0522

木くずはリサイクル、がれきは最終処分までグループ内でできるので安心です。

矢掛町では、空き家の除却や改修に対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は事業の担当までご連絡ください。

空き家に関する補助金について

＞ (1) 空家等除却補助金

特定空家等又は管理不全空家等を除却等する場合、工事費の一部を補助します。

担当 建設課管理住宅係 **TEL.0866-82-1014**

補助要件 空家法に定める特定空家等又は管理不全空家等の除却等を実施する者

補助金額 対象事業費の2分の1(上限 50万円/件)



＞ (2) 空き家改修補助事業

居住を目的とした空き家の改修費用及び不要物撤去費用の一部を補助します。

担当 企画課地域振興係
TEL.0866-82-1057

補助要件 矢掛町空き家情報登録物件を活用すること。

所有者…補助金交付後5年以上空き家登録すること。(成約による中止を除く。)

利用者…空き家に居住予定の転入者で5年以上空き家に居住することを誓約する人。

補助金額 空き家改修費用の2分の1

①登録時改修(上限50万円/物件)
…所有者が賃貸契約等の締結前に改修

②契約後改修(上限100万円/物件)
…所有者または利用者が、賃貸借契約等の契約締結後に改修

(注)上記(1)～(3)の補助金について

- 空き家の除却・改修前に申請を行うこと。
- 矢掛町伝統的建造物群保存地区内の空き家の除却、改修工事を行う場合、矢掛町教育委員会の意見・許可に従い、保存地区の歴史的風致を著しく損なうことのないようにする必要があります。
- 除却、改修工事は、原則として町内事業者が行うこと。
- 詳細については、事前に担当課へご相談ください。

＞ (3) 空き家活用新規創業支援事業

町内の空き家を活用して新規に事業を起こすに当たって必要な空き家改修費、設備備品購入費、外構工事費の一部を補助します。

担当 産業観光課商業観光係
TEL.0866-82-1016

補助要件 矢掛町空き家情報登録物件を活用すること。

町内に住所を移転すること。
週3日以上営業すること。

補助金額 補助対象経費の2分の1以内
(上限200万円)



〈 広 告 〉

現代の住まいをリードする小住宅の専門店。 西日本随一のプレハブ専門店。

木造・プレハブ小住宅・プレハブ事務所・店舗・快適リフォーム工事
倉庫・物置・車庫・カーポート・テラス・システムキッチン・バス

建設業 岡山県知事第25961号
ハウジング
(株)エビスヤ

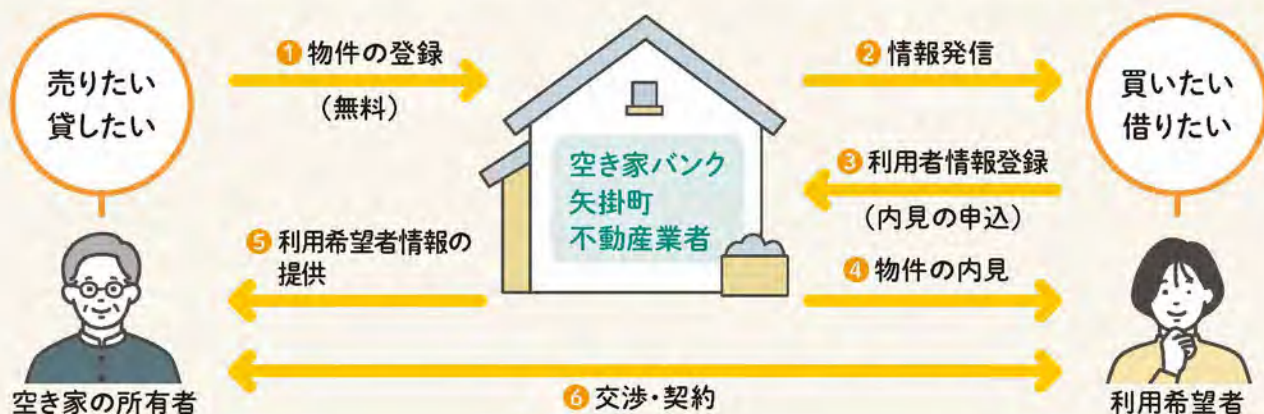
本社/岡山県矢掛町小林107 ☎(0866)82-0018
矢掛総合展示場/岡山県矢掛町矢掛42-1
笠岡展示場/岡山県笠岡市大宜190-1

見積など電話でのご相談は…フリーダイヤル **0120-82-0318**

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は矢掛町移住支援サイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要
- 交渉、契約は所有者と利用者(当事者間)で行っていただきます。

登録するメリットは？

- 改修補助金等が受けられます。
- インターネットで全国に発信
(年間20～30件程度の物件が成約)

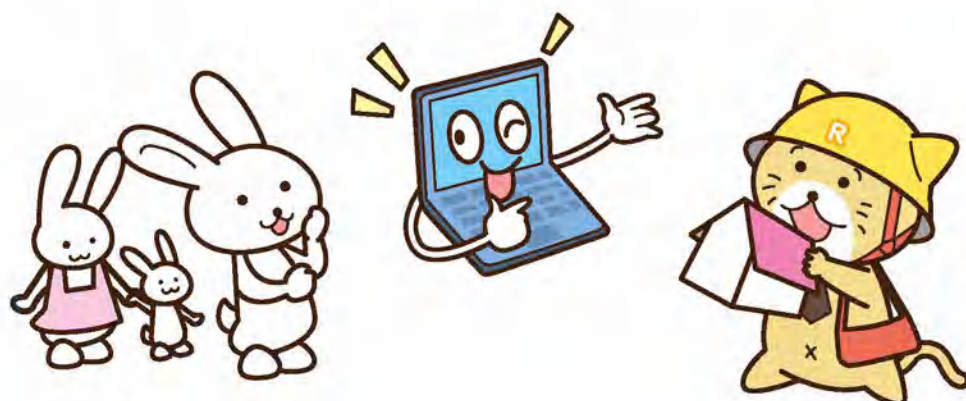
どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な家

お問い合わせ 企画課地域振興係

TEL.0866-82-1057 FAX.0866-82-1454

MAIL.ijyu@town.yakage.lg.jp



暮らしを豊かにする
住まい作りをご提案します！

女性スタッフも
常駐しています♪

新築
リフォーム



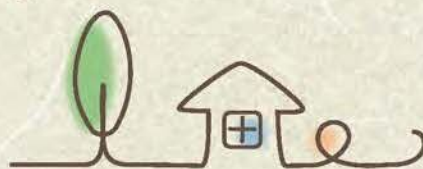
屋根
板金工事

水道工事
etc...



お見積り無料
なんでもお気軽に
ご相談ください♪

暮らしを豊かにする
住まい作り



有限会社 **立間建設**

TEL 0866-82-3577

矢掛町東川面730番地1 <https://www.tatsuma-kensetsu.com/>

(農業部もあります。)



ありがとう 園
TAKAGE OKUYAMA



創業して52年。
地域の水道屋として歩んできました。
2024年4月には代表も代わり、
新たなことにもチャレンジしていきます。

もちろん。
これまで大切にしてきた、
地域の「水道の主治医」としてという
企業理念は、これからも大切に
していきたいと思ひます。

新築も、リフォームも。
新しい住まいや暮らしのかたちを
ご提案いたします。

人工芝、解体や外壁塗装もご相談下さい

株式会社 ナカハラ

矢掛町小田 6 4 9 8 - 2
TEL 0866-84-8559

HP



LINE



Instagram



国内最大級トレーラーハウスメーカー

カンバーランド・ジャパン 岡山初上陸!!

※バリアフリー、屋上付 etc. 特許多数

2025年6月

**展示場
オープン**
(予定)

販売から給排水の接続までおまかせ下さい!